



©A・Saito

## 表示についてのお問合せ先

● 消費者庁表示対策課 ☎ 03-3507-8800 (代表)

〒100-6178 千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館

(注) 平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁が設立されたことに伴い景品表示法が所要の改正をされ、消費者庁に移管されました。

本書はそれに合わせて内容を一部変更しています。

平成 21 年 9 月

● (一社) 全国公正取引協議会連合会 (東京) ☎ 03-3568-2020

(〒107-0052 港区赤坂 1-4-1 赤坂 KS ビル 2F)

ホームページ : <http://www.jfftc.org/>

(注) 平成 25 年 4 月 1 日に、社団法人全国公正取引協議会連合会を名称変更し、一般社団法人全国公正取引協議会連合会に移行しました。

この印刷物は、平成 18 年度日本自転車振興会の補助事業により作成したものです。  
平成 31 年 4 月



## はじめに

現在我が国では、内需の拡大、消費者の商品やサービス選択の幅の拡大などを目的とする規制緩和が著しく進展しています。これに伴って、市場における企業の競争分野も著しく拡大しています。このような情勢の中で、技術革新の著しい進展とも関連して行われる商品やサービスについての多種、多様な強調表示が見受けられます。表示・広告は、消費者の商品やサービスの選択のために大きな役割を果たしているものですから、それが正しくなければならぬことは言うまでもありません。

しかし、消費者にとって、これら多種、多様な強調表示からは商品やサービスの内容を的確に把握することは困難であることも事実です。このようなことから、現在消費者は、「分かりやすい表示」、「分かりやすい表示基準の設定」を強く望んでいます。また企業も商品やサービスの内容や特徴をどのように表示すればよいのか戸惑っている様子も見受けられ、表示基準設定を求めている企業も少なくありません。

このパンフレットは、消費者や企業の方々に表示についての理解を深めて頂くために、表示規約の内容や公正取引協議会の事業、消費者庁（公正取引委員会）の表示に関する告示、これまでに行われた措置命令などをマンガを使ってできるだけ分かりやすくしたものです。ご利用いただければ幸いです。



## 目次

### 第1部 公正競争規約と公正取引協議会

Q 1	「公正競争規約」ってなーに ……………	1
Q 2	「公正競争規約」の内容ってどんなもの …	2
Q 3	「公正競争規約」があるとどんないいことがあるの ……………	3
Q 4	「公正取引協議会」って何をしているの	4
Q 5	買い物をするときに、安心して買い物ができる目安のようなものがあると便利なんだけど ……………	5

### 第2部 表示の定義

Q 6	「景品表示法」ってどんな法律なの ……………	7
Q 7	「表示」ってなーに (景品表示法第2条：表示の定義) ……………	8
<b>そんなものも表示なの</b>		
Q 8	身近にある表示の例 (1) ……………	9
Q 9	身近にある表示の例 (2) ……………	10
Q 10	身近にある表示の例 (3) ……………	11

### 第3部 不当表示とその実例

Q 11	「不当表示」ってどんな表示なの ……………	12
Q 12	「不当表示」はなぜ禁止されているの ……………	13
<b>「不当表示」の例を分かりやすく説明してよ</b>		
Q 13	「食品」の品質についての不当表示 ……………	14
Q 14	「耐久消費財」の品質についての不当表示 (1) ……	15
Q 15	「耐久消費財」の品質についての不当表示 (2) ……	16
Q 16	「不動産」の品質についての不当表示 ……………	17
Q 17	「効能・効果」についての不当表示 ……………	18
Q 18	「価格」についての不当表示 ……………	19
Q 19	「取引条件」についての不当表示 ……………	20
<b>「内閣総理大臣が指定する不当表示」ってなーに</b>		
Q 20	「内閣総理大臣が指定する不当表示」ってなーに …	21
Q 21	「原産国」についての不当表示 (1) ……………	22
Q 22	「原産国」についての不当表示 (2) ……………	23
Q 23	「消費者信用」についての不当表示 ……………	24
Q 24	「おとり広告」についての不当表示 ……………	25
Q 25	「不動産のおとり広告」についての不当表示 ……	26
Q 26	「有料老人ホーム」についての不当表示 ……………	27

業界(事業者または事業者団体)が、不当な表示による顧客の獲得競争を規制するために、自主的に定めたルールが公正競争規約です。公正競争規約は消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けることが必要です。



消費者のため  
がんばって  
ヨ～ン!!

公正な  
競争の  
確保!

「自主ルール」

消費者の  
利益の  
保護!

消費者庁

業界

アイアムア  
公正競争  
規約!!

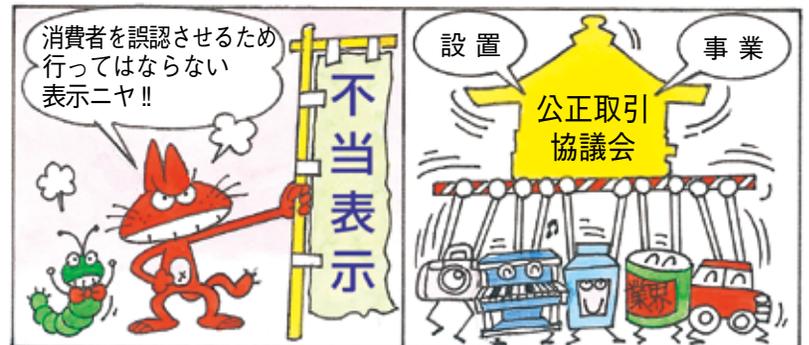
公取協  
認定

● 一般消費者が適切な商品・サービスの選択を行えるようにするため正しい情報を提供することを定めています。

- 1 商品やサービスについて必要な表示事項が定められている
- 2 その業界における特定の用語の使用基準が定められている



- 3 不当表示の禁止が定められている
- 4 公正取引協議会の設置及び事業に関することが定められている





★こんなことやってるよ!

- ①商品の試買検査、店頭や現地への実地調査
- ②規約参加事業者に対する景表法・規約などの研修
- ③規約などのPR資料の作成・配布
- ④特定用語の表示基準の検討・作成
- ⑤規約違反表示に対する調査と措置
- ⑥公正マークの実施
- ⑦一般消費者からの苦情・相談の処理

商品の試買検査会や特定用語の表示基準の検討のための連絡会議は、一般消費者・学識経験者、関連事業者や関係官庁などが参加して開催されます



# Question 5

買い物をするときに、安心して買い物ができる  
目安のようなものがあると便利なんだけど。



表示規約のある商品、サービスの名称  
(★印公正マークあり)

## 表示規約

- ★ 飲用乳 発酵乳・乳酸菌飲料 チーズ アイスクリーム類及び氷菓 ★ はちみつ類 ★ ロイヤルゼリー
- ★ 辛子めんたいご食品 削りぶし 食品缶詰 トマト加工品 粉わさび ★ 生めん類 ビスケット類
- チョコレート類 チョコレート利用食品 チューインガム 凍り豆腐 食酢 果実飲料等 コーヒー飲料等
- 豆乳類 マーガリン類 ★ 観光土産品 ★ レギュラーコーヒー等 ★ ハム・ソーセージ類 ★ 食肉 包装食パン
- 即席めん ★ みそ ★ ドレッシング類 しょうゆ ★ もろみ酢 ★ 食用塩 ★ 鶏卵 ビール 輸入ビール
- ウイスキー 輸入ウイスキー 単式蒸留焼酎 泡盛 酒類小売業 ★ 帯締め及び羽織ひも ★ 眼鏡類
- ★ 家庭電気製品製造業 ★ 家庭電気製品小売業 化粧品 化粧石けん 洗剤・石けん 歯みがき類 ★ 防虫剤
- ★ 自動車 ★ 二輪自動車 ★ タイヤ ★ 農業機械 ★ 不動産 ★ 募集型企画旅行 銀行業
- ★ 指定自動車教習所業 ペットフード ★ 釣竿 ★ ピアノ ★ スポーツ用品 ★ 電子鍵盤楽器 ★ 仏壇

# 公正マークと会員証は、安心ショッピングの目じるしです。

(2019年4月現在の公正競争規約等に基づく公正マークと会員証です。)

## (商品表示)



## (店頭表示)



## 「景品表示法」ってどんな法律なの

景品表示法は、過大な景品の提供や、商品・サービスの内容・取引条件に関するウソツキ広告を規制し消費者の自主的・合理的な選択を阻たげる行為を制限・禁止することによって、消費者の利益を守る役割を果たしています！



例えば……

過大な景品付販売



消費者は景品につられて品質の落ちる商品や価格の高いものを買わされるなどの不利益を被るおそれがあります……。



うちもやろうかな……

「表示」ってなに  
(景品表示法第2条：表示の定義)

事業者が一般消費者に対して商品やサービスを販売するためにする広告や表示のこと



まだあるのニャ！

新聞紙、雑誌、放送、映写、演劇、電光またはインターネット、パソコン通信等による広告などなど。

● 身近にある表示の例 (1)

1 新聞チラシ広告

見本、チラシ、広告、  
説明書面、パンフレット

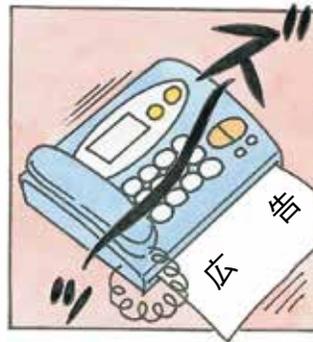


2 ダイレクトメール



● 身近にある表示の例 (2)

1 ファックス広告



2 雑誌広告



3 インターネット広告



● 身近にある表示の例 (3)

1 商品の陳列



こんなのも表示  
なんで～ス!

2 アドバラン電車、  
自動車による広告



3 実演



4 訪問広告



5 電話広告



1 優良誤認 (第5条第1号)

商品・サービスの品質・規格等について、実際のものよりもまたは競争関係にある他事業者のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

2 有利誤認 (第5条第2号)

商品・サービスの価格、取引条件等について、実際のものよりもまたは競争関係にある他の事業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示



3 内閣総理大臣が指定する不当表示

(第5条第3号)  
一般消費者に誤認されるおそれがある表示で、内閣総理大臣が指定するもの

例; 外国製蓄電池の場合





一般消費者が品質や価格等について誤認するようなウソツキ表示が行われると、競争事業者の顧客を自己と取引するよう不当に誘引するばかりでなく、消費者の適正な商品選択が妨げられることとなります。したがってこのような行為は禁止されているのです！



● 「食品」の品質についての不当表示



食パンの包装紙に  
ミルク、卵、ビタミン、  
蜂蜜、バターと表示

措置命令から  
不当表示を  
説明しま〜す!!

いちご・オレンジ・  
メロン・ぶどうの写  
真等を表示している  
が、実際はりんご果  
汁しか使用していな  
い商品の場合

実際はミルクや  
バターは配合されず  
卵や蜂蜜は表示の  
半分以上の含有

裏面に小さく原材料は  
りんご果汁と書いてあっても  
不当表示に  
なります。



キャンデーのケース

水稻もち米  
100%使用した  
「ねばり」「風味」  
すぐれたお餅!



実際は  
もちとうもろこし  
でん粉が使用され  
ていた

包装もちのケース



● 「耐久消費財」の品質についての不当表示 (1)

1 中古自動車 (メーター巻き戻し) のケース



● 「耐久消費財」の品質についての不当表示 (2)

2 鍵盤楽器のケース



展示したピアノ電子オルガンが実際には中古品であるにもかかわらず新品であるかのように表示していた。

3 輸入包丁のケース



● 「不動産」の品質についての不当表示



住宅用地、土地付(中古)  
住宅、現況有姿分譲地、  
賃貸(中古)住宅



などの事項について  
実際に異なる表示を行い、  
いかにもその不動産が実際  
よりも良い物件であると消費  
者に誤認される表示がそれ  
にあたるニヤ!

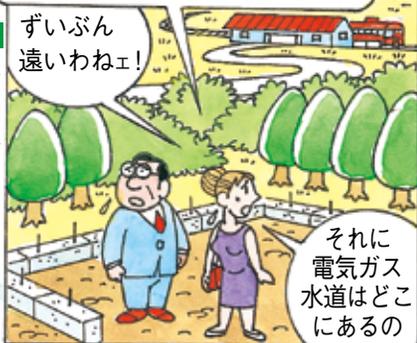


高級住宅地、建築即可  
所在地 ○○町××番地  
駅から 徒歩 10分  
電気、ガス、水道完備と表示  
実際には、  
駅から車で10分  
電気、ガス、水道の設備なし

環境良く、格安の土地付住  
宅と表示  
実際には、その土地が、巾  
4メートル以上の道路に2  
メートル以上接していない  
ため、このままでは住宅の  
再建築ができないのに、こ  
のことが表示されていない

1 住宅用地

ずいぶん  
遠いわね!



それに  
電気ガス  
水道はどこ  
にあるの

2 土地付住宅(中古)



駅からの徒歩による時間(距離)は、規約によって  
1分間80メートルで算出することになっています

● 「効能・効果」についての不当表示

1 「ダニ撃退器」のケース

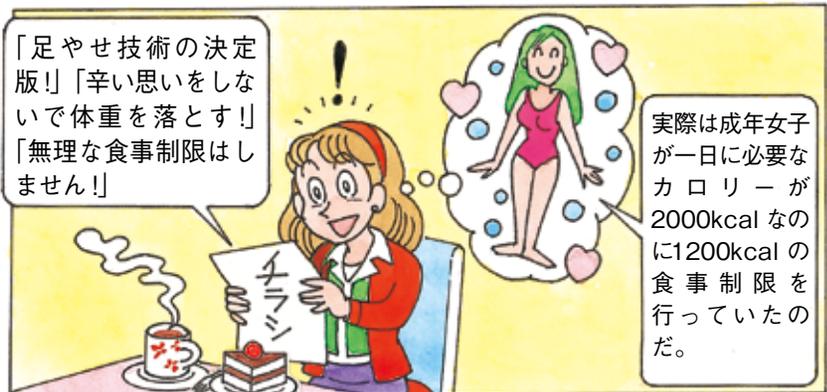


かゆい〜ぞォ

なによこれ  
全然ききめない  
じゃないの!!

超音波によるダニ撃退  
器の広告においてコン  
セントへ差し込むだけ  
で家屋から駆除すると  
表示。  
実際にはそのような効  
果は認められませんで  
した。

2 エステティックサロンのケース



「足やせ技術の決定  
版!」「辛い思いをしな  
いで体重を落とす!」  
「無理な食事制限はし  
ません!」

実際は成年女子  
が一日に必要な  
カロリーが  
2000kcalなの  
に1200kcalの  
食事制限を行  
っていたのだ。

<<注意>>

消費者庁から、効果、性能等の表示について、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求められて一定の期限内に提出できなければ不当表示とみなされます。(第7条第2項)

● 「価格」についての不当表示

市価・メーカー希望小売価格・自店旧価格を実際の販売価格に「比較対照価格」として併記する表示を「二重価格表示」といいます。



不当な二重価格表示はこの比較対照価格に根拠がない場合で実際の販売価格を安く見せかける場合です。

1 紳士服の不当な二重価格の場合



2 家具の不当な割引表示の場合



3 比較対照価格に根拠がない場合

- ① 架空の市価・メーカー希望小売価格・自店旧価格。
- ② 中古品に新品の時のメーカー希望小売価格を付ける。
- ③ オープン価格となった商品に既に撤廃されたメーカー希望小売価格を付ける。
- ④ 事実とは異なる安さを強調する文言による表示。



● 「取引条件」についての不当表示

「設備負担金（不動産）」の場合



例えば、価格等に関連する取引条件について事実と異なる表示をしたり、消費者にとって不利となる重要な事項について表示しなかったりすると、不当表示となります。



● 「内閣総理大臣が指定する不当表示」ってなーに



1 「無果汁の清涼飲料水」告示



2 「おとり広告」の告示



3 「消費者信用」告示

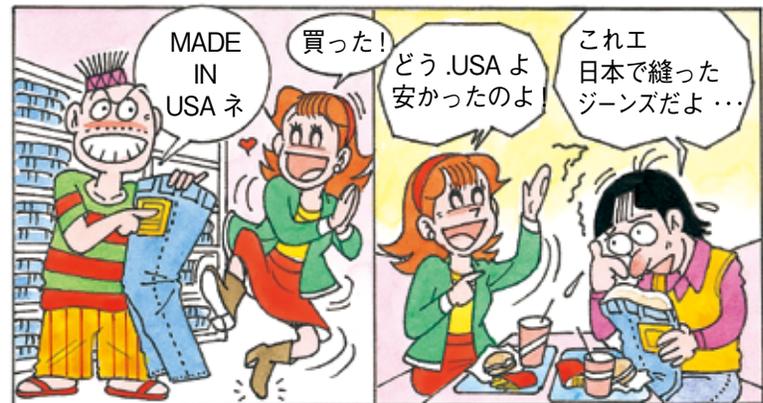


● 「原産国」についての不当表示 (1)

1 婦人服のケース



2 ジーンズのケース



衣料品は縫製した国が原産国なんニャー!!



## ● 「原産国」についての不当表示 (2)

「原産国」とは  
その商品の内容について  
実質的な変更をもたらす  
行為が行われた国をい  
います。

例えば  
緑茶や紅茶は荒茶の製造、濃縮  
果汁還元ジュースは希釈、洋  
服は縫製、織物は製織、腕時計  
はムーブメントの組立て、それ  
ぞれが行われた国が「原産国」  
となります。



## ○国産の商品に

- ①外国の国名・地名、国旗・紋章
- ②外国の事業者やデザイナーの氏名、名称・商号
- ③文字による表示の全部又は主要部分が外国語で表示。これらが、不当表示になります。



## ○外国産の商品に

- ①その国以外の国の国名・地名、国旗・紋章
- ②その国以外の国の事業者やデザイナー・氏名・名称・商号
- ③文字による表示の全部又は主要部分が和文で表示。これらが、不当表示となります。



## ● 「消費者信用」についての不当表示



(注) アドオン式：元金に利率をかけて利息額を計算し、この利息額と元金の合計金額を分割返済させる方式。実質金利は表面金利より高くなる。

● 「おとり広告」についての不当表示



● 「不動産のおとり広告」についての不当表示



● 「有料老人ホーム」についての不当表示

